

令和2年1月21日

職員各位

特定処遇改善手当の支給について

施設長 柴田 孝則

1. 特定処遇改善加算について

(1)伊万里・有田地区特別養護老人ホーム「くにみ」は、令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算を算定しています。

(2)特定処遇改善加算額を職員の賃金改善に充当するものです。

(3)賃金改善額には、支給額の賃金改善分と法定福利費(社会保険等)の事業所負担分のうち、賃金改善による増額分が含まれます。

賃金改善額＝支給額の賃金改善分＋法定福利費の事業所負担分の増額分

(4)支給額の賃金改善分は、令和元年度の支給額から平成30年度の支給額を差し引いた額となります。賃金改善分には、既に定期昇給、賞与等により平成30年度分より改善した分も含まれます。

(5)賃金改善の範囲及び平均改善額は、以下のグループ分けで行います。

賃金改善の範囲	平均改善額	備考
A:経験・技能のある介護職員	AはBの2倍以上	・介護福祉士資格所有者で勤続10年以上を基本とする ・勤続10年の基準はR1.10.1現在とする ・他事業所での勤務期間については考慮する
B:その他の介護職員		・A以外の介護職員
C:介護職員以外の職員	CはBの2分の1以下	・年収440万円相当の職員は対象外

(6)賃金改善実施期間は、令和元年10月～令和2年3月です。

2. 特定処遇改善手当の支給方法

(1)特殊勤務手当として、特定処遇改善手当を支給します。

支給金額は、平均改善額から、既に定期昇給、期末手当等で改善している分を控除して算出します。

(2)各月の支給額は変動しますのでご注意ください。

(3)特定処遇改善手当の月額の見込みは、次のとおりです。

賃金改善の範囲	手当(月額)の見込み	補足説明
A	12,300円	常勤(週38時間45分勤務の場合)1人あたりの見込みです。パート職員は勤務時間に応じて支給となります。
B	2,000円	
C	1,400円	

3. その他

(1)Cグループ職員で年収が440万円相当ある職員は支給対象外となります。

(2)令和元年度は特定処遇改善手当を支給しますが、次年度以降については未定です。

(3)特定処遇改善加算額における賃金改善は、給料、各種手当、賞与等の改善に優先して使用します。